

一般財団法人富山県バスケットボール協会慶弔規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）定款第49条の規定に基づき、本協会の役員等及び関係機関に対する慶弔等に関して必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 本協会の役員等の範囲は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本協会定款第13条及び第14条第3項に規定する評議員及び評議員選定委員会の外部委員
- (2) 本協会定款第25条に規定する役員
- (3) 本協会定款第43条及び第44条に規定する名誉会長、顧問、相談役及び参与
- (4) 本協会定款第46条第2項に規定する事務局長及び必要な職員

2 本協会の関係機関の範囲は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本協会に加盟する市町村協会
- (2) 本協会が加盟する諸機関

(祝意)

第3条 本協会の役員又は本協会に加盟する個人若しくは団体が、バスケットボールの振興及び発展に寄与したことにより、国、富山県、公益財団法人日本バスケットボール協会、その他関係機関から表彰されたときは、理事会の承認を得て10,000円以内の祝金又は記念品を贈呈することができるものとする。

(弔慰)

第4条 第2条に定めるもののほか、本協会の事業実施中に会員が死亡したときは、遺族に対して別表に定める弔慰を表すものとする。

2 第2条第1項第2号及び第4号に定める者の1親等が死亡したときは、遺族に対して香料10,000円及び弔電において弔慰を表すものとする。

(届出)

第5条 前条各項に該当する事象が生じたときは、関係者が本協会事務局長に届け出るものとする。

(補則)

第6条 第3条及び第4条の規定に関わらず特別な事情があるときは、専務理事の決裁により慶弔の意を表すことができるものとする。

附 則

この規程は、平成28年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、2025年1月20日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

弔 慰 対 象	弔 慰 内 容
第2条第1項第1号及び第3号	香料 10,000 円及び弔電
第2条第1項第2号及び第4号	香料 20,000 円、供花及び弔電
本協会の事業実施中の会員	香料 10,000 円、供花及び弔電